

教育委員会機関

昭和43年7月号 (No. 215)

- 都道府県・指定都市教育委員会委員長会議における大臣あいさつ
- 教職員給与の実態調査
- 時間外勤務手当請求訴訟の概況について
- 教員の勤務時間制度を調査して(一) 一米，英一
- 文部省の機構改革

7

文部省初等中等教育局地方課



法令用語⑩「口頭審理」

都道府県・指定都市教育委員会

灘尾 弘吉…(四)

委員長会議におけるあいさつ

教職員給与の

岩田 俊一…(一〇)

実態調査の趣旨について

教職員給与の実態調査の

宮園 三善…(一三)

方法および内容等について

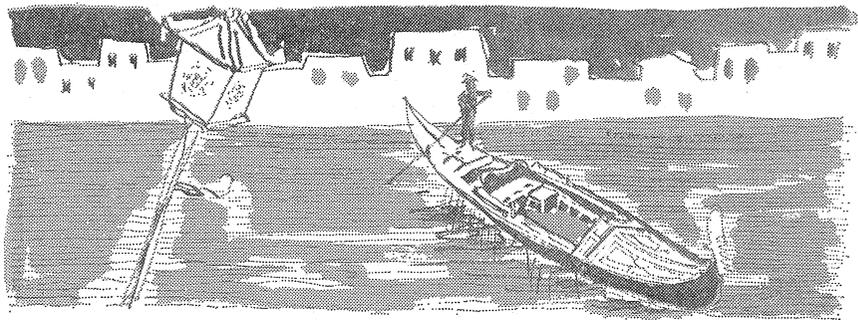
時間外勤務手当

山田 勝兵…(二四)

請求訴訟の概況について

初中局人事異動

……………(三七)



文部省の機構改革

石田正一郎…(三〇)

—文化庁の発足について—

教員の勤務時間制度を調査して(一)

雨宮 忠…(四〇)

—アメリカ、イギリスの場合—

時 流(昭和四十三年四、五月の地方紙から)

……………(四八)

講座

教育関係判例講座⑩

政治的行為の制限

奥田与志清…(五四)

教育研究団体の紹介(五)

日本職業指導協会の巻

西垣 実…(六〇)

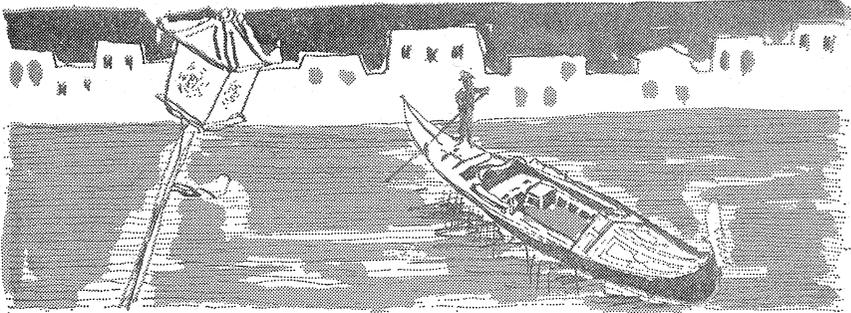
資料

中学校の教育課程の改善について(答申)……………(六四)

昭和四三年度ブロック別小学校教育課程講習会実施要項……………(七六)

小笠原諸島の復帰に関する通達……………(七七)

HUMOROUS(遠くて近い)……………(五三)





文部省の機構改革

—文化庁の発足について—

石田 正一郎

一 経過

さきの第五十八回国会において、各省庁の内部部局を一局ずつ整理削減する措置を講ずる「行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律」が成立し、さる六月十五日に法律第九十九号として公布され同日から施行された。

この法律は、昨年十二月十五日に閣議決定された「各省庁の一局削減について」の方針に基づいて各省庁の機構改革案が行政管理局でとりまとめられ、本年二月、政府から国会に提出されていたものである。その趣旨は、行政の簡素化と能率化を図ることであり、総理府本府は十七省庁についてそれぞれ内部部局一局を整理削減するとともに、各府省に置かれていた審議会のうち設置目的が類似するもの等について整理統合を行なうことを内容としている。

文部省においては、前述の各省庁一局削減の方針決定に際し、文化局と外局である文化財保護委員会を統合して文化庁を

かつ、効果的に推進するため、文化局と文化財保護委員会を統合して文化庁としたのである。

文化行政は、教育行政および学術行政とともに、文部省の所掌とされているが、その担当部局の沿革をみると、戦後、文化行政は、まず、社会教育局の所掌として出発し、ついで、昭和二十五年、法隆寺金堂の焼失を契機とする文化財保護法の制定により、文部省の外局として文化財保護委員会が設けられ、一方、芸術文化の普及振興に関する行政については、昭和四十一年に至り、これを統一的に主管する部局として文化局が設けられ、今日に及んだものである。

諸外国においても、例えば、フランス、ソビエト連邦等には文化省が置かれるなど、文化行政の機構が整備された国が多いようである。わが国としても、文化庁の発足により文化行政の一元化が図られたという意味で、文化行政の機構が整備されたものといえよう。これにより、今後、文化の普及振興に関する施策がいちだんと積極的に推進され、わが国文化の発展向上に寄与することが期待される。

三 文化庁の内容

文化庁は、文部省の外局として設けられたものであるが、その内容を述べると、おおよそ次のとおりである。

(一) 任務および権限

設けることとし、このため必要な文部省設置法、文化財保護法その他の関係法律の改正案をこの「行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律」案の中に盛り込んで国会に提出していた。したがって、文化庁の設置を中心とする今回の文部省の機構改革は、同法の公布、施行によって、実施されたのである。

二 文化庁設置の趣旨

このように、今回の文部省における機構改革は、政府の各省庁一局削減の措置の一環として行なわれたが、文部省としては、この機会に文化行政の一元化を図ることとし、文化庁を設置したものである。すなわち、従来、文部省における文化行政は、芸術文化の普及振興に関する行政については文化局が所掌し、伝統的文化財の保護に関する行政については文化財保護委員会が所掌することとされており、担当部局が二分されていたが、両者の行政の一体化を図り、文化行政をいっそう総合的、

文化庁は、「文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行なう」ことを任務とする（文部省設置法第二十九条）。

ここで、「宗教に関する国の行政事務」については、宗教学人法に基づく宗教法人の規則等の認証等の事務であり、これが従来の経緯もあり、文化庁の所掌とされたものである。

また、「文化財の保存及び活用」は、広義における「文化の普及及び振興」の中に含まれるものであること等からいって、文化庁の任務は、一口にいえば、わが国の文化の普及振興を図ることであるといえることができる。

これに伴って、文化庁は、その権限として、文部省の持つ権限のうち、文化および宗教に係るものを行使することとされている。

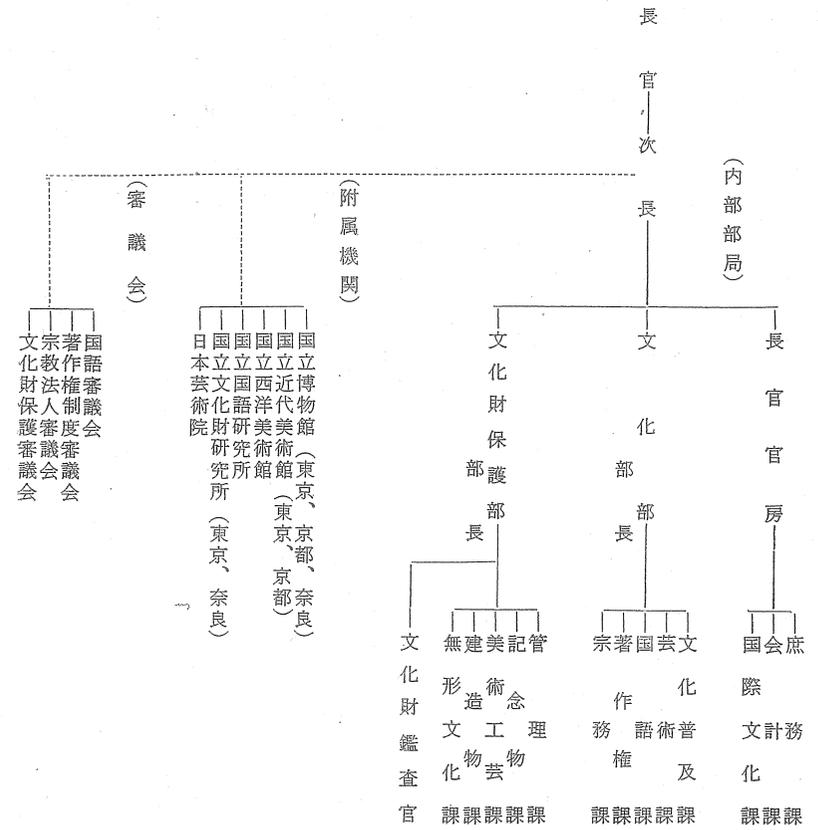
(二) 組織および事務

文化庁には、その長として、文化庁長官が置かれるが、その他文化庁の内部部局の組織および所掌事務については、次のとおりである。

ア 文化庁に、次長一人が置かれる。次長は、長官を助け、庁務を整理するものである。

イ 文化庁に、長官官房ならびに文化部および文化財保護部の二部が置かれる。

文化庁組織図



文化部および文化財保護部には、それぞれの長として、文化部長および文化財保護部長が置かれるが、長官官房に官房長は置かれない。

ウ 長官官房では、文化庁の所掌事務に関し、機密、人事、文書、会計等の管理事務、調査、企画、調整事務ならびに国内における国際協力、教育、学術および文化に係る国際文化交流の企画等の国際文化交流に関する事務などを処理する。このため、長官官房には、庶務課、会計課および国際文化課の三課が置かれる。

エ 文化部では、文化（文化財に係る事項を除く。）の振興に関し、企画し、および援助と助言を与えらるとともに、国語の改良と普及に関する事務、著作権に関する事務および宗教法人に関する事務などを処理する。この所掌事務は、国際文化交流関係の事務が長官官房に移されたことなどを除いては、従来の文化庁の所掌事務とはほぼ同様である。

オ 文化財保護部

文化財保護部では、文化財の保存および活用に関し、企画し、および援助と助言を与えらるとともに、国宝、重要文化財の指定その他の文化財保護法の規定による文化財に関する事

務を処理する。この所掌事務は、文化財に関する国際文化交流関係の事務が長官官房に移されたことを除いては、従来の文化財保護委員会事務局の所掌事務とはほぼ同様である。

この所掌事務を遂行するため、文化財保護部には、管理課、記念物課、美術工芸課、建造物課および無形文化課の五課が置かれ、また、この部の事務のうち、文化財に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理するため、文化財鑑査官一人が置かれる。

(三) 附属機関

文化庁には、附属機関として、国立博物館（東京、京都および奈良）、国立近代美術館（東京および京都）、国立西洋美術館、国立国語研究所、国立文化財研究所（東京および奈良）および日本芸術院が置かれる。これらは、いずれも従来文部省本省および文化財保護委員会の附属機関であったものが、文化庁の設置に伴い、同庁に移管されたものである。

これらの附属機関は、わが国の文化の振興と普及のため今後とも重要な役割を果たすものと期待され、その重要性にかんがみ、これらの附属機関の長の人事については、とくに、文化庁長官の申し出により文部大臣が任命することとされている。ただし、日本芸術院の院長については、その特殊性にもとづき、会員の選挙により、直接、文部大臣が任命することとされている。

(四) 審議会

文化庁には、審議会として、国語審議会、著作権制度審議会、宗教学人審議会および文化財保護審議会が置かれる。これらのうち、国語審議会、著作権制度審議会および宗教学人審議会は、従来文部省本省の審議会であったものを、文化庁の設置に伴い、同庁に移管したものである。

また、文化財保護審議会は、文部大臣または文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議し、ならびにこれらの事項について文部大臣または文化庁長官に建議することを目的とする審議会として、新たに設けられたものであるが、これは、従来、文化財保護委員会という行政委員会制度によってカバーされていた文化財保護行政の専門技術性と安定性の要請に応ずるためのものである。このため、同審議会の委員五人は、内閣の承認を経て文部大臣が任命するものとするほか、文部大臣および文化庁長官は、国宝、重要文化財の指定およびその解除その他の文化財の保護に関する重要な処分をしようとするときは、あらかじめ、同審議会に諮問しなければならぬこととされている。また、同審議会には、専門委員九十人以上および相当数の臨時専門委員を置くとともに、専門の事項を調査審議するため、四つの専門調査会が設けられて

(二) 文化財保護法の改正関係

今回の機構改革による文化庁の設置に伴って、文部省の機構関係の法令にとまらず、多数の法令について改正、廃止等が行なわれた。その数は、全体で法律十二件、政令十三件、省令十四件におよぶが、そのうち、とくに広汎な改正のあった文化財保護法については、改正の要旨は、次のとおりである。

ア 文化財保護委員会およびその事務局、附属機関等の設置に関する規定が削除された。

イ 同法に規定する文化財保護委員会の権限について、国宝、重要文化財等の指定およびその解除など、とくに重要な処分については文部大臣が行なうこととし、その他の処分については文化庁長官が行なうこととするよう改められた。

ウ 従来、文化財保護委員会規則で定めるべきこととされていた事項は、今後、文部省令で定めることと改められた。

エ 新たに、文化財保護審議会に関する規定が設けられた。オ その他、機構改革に関連する改正が行なわれるとともに、所要の経過措置が定められた。

五 結 び

以上述べたように、今回の文部省における機構改革は、各省庁一局削減の措置の一環として文化局と文化財保護委員会を統合して文化庁を設置し、これにより文化行政の一元化を図った

いる。

国語審議会、著作権制度審議会および宗教学人審議会についても、その重要性にかんがみ、委員はとくに、文化庁長官の申し出により文部大臣が任命することとされている。

なお、従来、文化財保護委員会に設けられていた文化財専門審議会は、文化財保護審議会が新設されたことに伴い、廃止された。

四 その他の改正

(一) 所掌事務関係

このように、従来、文化局および文化財保護委員会が所掌していた事務は、ほとんどすべて文化庁に移されたが、なお、この例外として、従来、文化局(国際文化課)が所掌していた事務のうち、日本ユネスコ国内委員会に関する事務および沖繩における教育、学術または文化の振興に関する連絡調整の事務については、その性格にかんがみ、文化庁に移さず、本省大臣官房(総務課)において所掌することとする等の改正が行なわれた。

なお、このほか、従来、管理局(振興課)で行なっていた私立学校についての理科教育振興法、産業教育振興法および定時制教育および通信教育振興法に基づく設備費等の補助の事務を初等中等教育局に移す改正が、この機会に行なわれた。

ものである。このように文化行政の機構が整備されたことが契機として、今後わが国の文化がいっそう発展向上することが期待される。

最後に、文化庁の発足と同時に、同庁から発表された「文化庁の重点施策」を掲げて結びとしたい。

六 文化庁の重点施策

文化庁の発足にあたりわが国の伝統的な文化財の保護に万全を期するとともに、芸術文化の振興のため、積極的な施策を講ずることを基本態度とし、これらの行政を一体的に推進したい。また、地方に対する芸術文化の普及には特に力を置きたい。芸術文化の振興については、あくまで、文化人や芸術家の自主性を尊重し、それらの活動がより自由に活発に行なわれるよう側面から援助すべきものと考ええる。

具体的には、当面、次の諸施策を重点事項としてとりあげたい。

一 芸術文化の振興と普及

- 1 芸術祭のあり方を刷新しその充実をはかる。
- 2 芸術関係団体の活動に対する助成を強化する。
- 3 青少年に対し、すぐれた芸術を鑑賞できる機会を与える。
- 4 新人の発見と育成をはかる。

二 地方芸術文化の振興

- 1 地方の芸術文化活動の振興をはかる。
- 2 地方における文化施設の整備を促進する。
- 3 地方の人々に対し中央のすぐれた芸術を鑑賞できる機会を与える。

三 著作権制度の改正

著作権法案の早期成立を期する。

四 国際文化交流の活発化

- 1 芸術文化の国際交流、芸術家、文化人等の人物の国際交流を促進する。
- 2 外国人に対する日本語教育の充実をはかる。

五 国語施策の改善

国語審議会の審議の方向にそつて国語施策の改善を期する。

六 史跡埋蔵文化財対策の強化

- 1 国土開発事業の急激な進行に対処し、史跡、埋蔵文化財の緊急調査を実施するとともに、史跡について、土地の買上げ、環境整備に努める。
- 2 史跡、埋蔵文化財包蔵地についての国の発掘調査体制を強化する。
- 3 特に平城、藤原、飛鳥等の宮跡の保存整備につき検討を進める。

七 国宝、重要文化財等の保護の充実

- 1 国宝重要文化財の修理、防災を強化する。
- 2 重要無形文化財の伝承者や国宝重要文化財の修理技術の後継者の養成に努力する。
- 3 天然記念物、特に原始林、動植物の保護を強力に推進する。

る。

八 明治関係文化財の指定の促進

明治関係の美術工芸、建造物、史跡の指定を促進する。

九 国立文化施設の整備等

国立の博物館、美術館、劇場等を整備充実するとともに、

公私立の文化施設との有機的連携をはかる。

なお、フィルム・センターの設置に努力する。

(いしだ しゅういちろう・官房総務課審議班主査)

あとがき

▲ 読者の皆さんがこの七月号を手にするころにはすでにすっかり梅雨もあけ、真夏の太陽がまっこうから大地を照りつける季節となっていることであらう。

これからは暑い日の連続である。人それぞれこの暑さをしのぐ方法を考えておられることであろうが、案外仕事に熱中しているのが一番の避暑法かもしれない。

▲ さる六月十九日に文部省招集の都道府県・指定都市教育委員会委員長会議、二〇日には同教育長会議がそれぞれ開催された。

委員長会議では、大臣あいさつ、事務次官説明のあと熱心な質疑が行なわれた。また教育長会議は大臣あいさつ、各局長説明、質疑応答があり、その日の日程を終えた。

本誌では委員長会議での大臣あいさつを掲載した。

▲ 「教育は人なり」としばしばいわれるが、教育の成果は究極的には教職員にその人を得ることができるとかどうかに

かっているといつて良いであろう。勤務条件特に給与の改善が教育界に人材を得るための一つの大きなポイントになるのはまちがいない。

文部省としても従来から教職員の給与改善に努力してきたところであるが、昨年、鈴木前文部大臣が国会その他において教員給与の改善を明らかにしたこと、および超過勤務に対する措置の問題が契機となって教職員給与の再検討が要請された。文部省においてもまず最初に教職員給与の実態調査を昭和四十三年五月一日現在で行ない、その実態を把握することになった。

そこで初中局の岩田財務課長に調査の趣旨、宮園課長補佐に調査の方法・内容等について執筆していただいた。この調査について皆さんのご協力をお願いします。

▲ 公立学校の教員による時間外勤務手当請求訴訟が今年になって十六の府県でいっせいに提起されている。

そこで訴訟の提起状況、これまでの時間外勤務手当請求訴訟判決の概要および訴訟遂行にあたっての留意点について説

明をくわえたので参考にさせていただきました。

▲ ことしの四月から五月にかけて約一か月間地方課の兩宮事務官が西欧における教員の勤務時間制度を調査してきたので、その報告を兼ねて執筆願った。ご一読いただきたい。

▲ 十六回にわたって連載した「教育関係判例講座」は今回をもって終ります。

MEJ 9787 第20巻 第4巻 教育委員会月報

著者	文部省
発行	
印刷者	東京都港区西新橋3丁目6番10号 大日本法令印刷株式会社